

領置物件の還付について

公示第4号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。
なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

2024/02/26

中部空港税関支署長 坂田 誠

整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年 月 日	場 所	住 所	氏 名	
1	外国製加熱式タバコ Fiit CHANGE UP ビニール袋 仁川空港免税袋	200本 1枚	R5.7.1	中部空港 税関支署	不詳	不詳	

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。